

高知県ワークライフバランス推進企業認証申請書（新規・更新）

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者 企業の名称
代表者職・氏名 印

高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 企業の概要

所在地	〒		
業種 (事業内容)			
従業員数	人	女性 人 (内パート・アルバイト)	人
		男性 人 (内パート・アルバイト)	人
担当者 所属・氏名			
連絡先	TEL: FAX: Eメール:		

2. 申請部門

次世代育成支援	介護支援	年次有給休暇 の取得促進	女性の活躍推進	健康経営
---------	------	-----------------	---------	------

【注】申請部門に○を付けてください。複数選択可

3. 取組内容

(ワークライフバランス推進の具体的な取組内容、実績等を記入してください。)

【注】（新規・更新）のどちらかに○をつけてください。

添付資料

次世代育成支援

	新規	更新
審査票（別紙1）	○	○
企業の概要がわかるもの	○	○
労働局に届出をした一般事業主行動計画（写） 又は特例認定一般事業主については認定を受けたことが確認 できるもの（写）	○	○
就業規則及び諸規程（写）	○	○
育児休業期間の確認できるもの（写）	○	—
育児休業取得者の労働者名簿（写）	○	—
その他（取組の内容が確認できる資料）	△	△
県税の完納証明書	○	○
暴力団排除に関する誓約書	○	○

【注】○・・・必須、△・・・該当する場合のみ

審査票（次世代育成支援 部門）

現在実施しているものにチェックをしてください。

ただし、実施内容を確認できる書類等がない場合は対象となりません。

一般事業主行動計画の策定について

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出ている。

(計画期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)

【注】ただし、特例認定一般事業主についてはこの限りでない。

過去5年以内の育児休業取得者の実績について（在職者に限る）

育児 男性（1か月以上） 人

女性（6か月以上） 人

次世代育成支援に関する取組について

ア 法を上回る育児休業

分割取得できる育児休業制度がある。

一定の事情の有無に関わらず、子が1歳を超えても取得できる育児休業制度がある。

イ 法を上回る看護休暇

年5日を超える看護休暇制度がある。

子が小学校に就学してからも看護休暇を取得することができる。

ウ 3歳を超える子の育児のために利用できる制度

短時間勤務制度

フレックスタイム制

始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（時差出勤の制度）

所定外労働をさせない制度（各企業が定めている就業時間を超えて労働をさせない制度）

育児費用の援助措置

託児施設の設置運営

エ 短時間の所用のために半日単位又は時間単位で使用できる休暇制度

短時間の所用のために半日単位又は時間単位で使用できる独自の法定外休暇制度がある。

年次有給休暇の半日単位又は時間単位で使用できる法定休暇制度がある。

〔原則として、対象労働者の制限を設けていないこととする。〕
〔ただし、真にやむを得ない場合はこの限りでない。〕

オ 県の次世代育成支援事業への参加・協力

県事業への参加・協力（事業名： _____）

カ その他

アからオ以外で次世代育成支援に関する取組を実施し、効果が上がっている。

〔取組内容： _____〕

就業規則又は労働協約の整備について

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に沿った育児休業・介護休業制度等を就業規則又は労働協約に規定している。

関係法令に違反する重大な事実等の有無（過去3年間）

有 無

暴力団排除に関する誓約書

平成 年 月 日

高知県知事 尾崎 正直 様

(申請者) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名
又は氏名

実印

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合は、契約の解除等の高知県が行う一切の措置及び当方が不利益を被ることとなっても、異議の申立てを行いません。

記

次のいずれかに該当するものではありません。また、将来においても該当することはありません。

- (1) 暴力団又は暴力団員等である。
- (2) 高知県暴力団排除条例(平成 22 年高知県条例第 36 号)第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実がある。
- (3) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等である。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配している。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した。
- (9) 役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用した。
- (10) 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。

役員等名簿

平成 年 月 日

高知県知事 尾崎 正直 様

住 所
(申請者) フリガナ
商号又は名称
代表者職氏名
又は氏名



※フリガナ、生年月日等、記載もれがないようにしてください。

No.	役職名等	フリガナ	生年月日	性別
		氏 名		
1	申請者代表者	-----	明・大 昭・平 . .	男・女
2		-----	明・大 昭・平 . .	男・女
3		-----	明・大 昭・平 . .	男・女
4		-----	明・大 昭・平 . .	男・女
5		-----	明・大 昭・平 . .	男・女
6		-----	明・大 昭・平 . .	男・女
7		-----	明・大 昭・平 . .	男・女
8		-----	明・大 昭・平 . .	男・女

※① 役員等とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいいます。

② この用紙に記載しきれない場合は、用紙を複写して記入してください。

また、この様式を複数枚提出する場合であっても、申請者欄への記名及びなつ印は全ての用紙について行ってください。

③ この名簿は、高知県暴力団排除条例に基づき暴力団を県の事務から排除するために必要な措置として入札参加資格審査申請要件を確認するために使用するものとし、それ以外の目的のために提供し、又は利用することはありません。